



通 告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第658号

北九州市若松区修多羅1丁目5番12号、前住所北九州市門司区吉志2丁目9番7号
債務者 平川 ゆき

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿野 寛之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月5日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月22日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第611号

北九州市八幡東区日の出3丁目21番5—301号
債務者 snowflakeこと 藤縄由基美

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白石 覚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月6日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第659号

北九州市戸畑区椎ノ木町11番3—103号
債務者 柳田 和美

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網谷 聡子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月6日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月23日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第715号

福岡県中間市土手ノ内2丁目33番15号
債務者 井上 伸

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷川 啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月10日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月26日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第699号

北九州市小倉北区霧ヶ丘1丁目1—11—402、住民票上の住所北九州市小倉北区片野4丁目13番23号
債務者 鈴村 真悟

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 祖父江弘美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月10日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月27日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第332号

北九州市八幡西区馬場山東3丁目10番20—307号
債務者 谷口 和美

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小原 隆寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第377号

北九州市八幡西区永犬丸4丁目6番18—103号
債務者 福田 優羽

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 祐貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月11日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第113号

広島市安芸区中野4丁目46—2 若草コーポ205、住民票上の住所佐賀県小城市芦刈町永田494番地
債務者 辻 隆文

- 1 決定年月日時 令和8年8月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鬼塚 拓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月29日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月28日まで佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第82号

福岡県豊前市大字三毛門547番地5
債務者 横川 武志

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月12日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月29日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和8年（フ）第281号

群馬県前橋市元総社町二丁目25番地12 ナイスアーバン元総社 205号
債務者 梅山 英夫

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗田 洋亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月8日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第407号

新潟市西区寺尾上5丁目15—19 シュエットブラン寺尾103、住民票上の住所新潟市中央区上近江3丁目5番22—711号
債務者 坂井 大志

- 1 決定年月日時 令和8年9月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松山 悦子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月16日午後2時5分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで新潟地方裁判所民事部

令和8年（フ）第293号

北九州市小倉南区中曽根1丁目10番38—203号、前住所福岡県行橋市西宮市5丁目12番36号トゥールスライト202
債務者 長谷川美咲

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田代 幸一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月13日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第571号

北九州市小倉北区京町4丁目1番7—701号
債務者 高橋 勝夫

- 1 決定年月日時 令和8年9月2日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 眞子 幸人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年11月13日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第935号

仙台市若林区大和町5丁目32番12—806号
債務者 引地 匠

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松井 拓弥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月4日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第26号

秋田県由利本荘市宮内字上下野113番地
債務者 工藤美恵子

- 1 決定年月日時 令和8年9月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 一史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで秋田地方裁判所本荘支部